

資料提供	
令和元年7月16日	
担当課 (担当)	中部総合事務所県土整備局 維持管理課(山口)
電話	0858-23-3217

## **橋津川不法係留船舶に対する県・町・漁協・地元地区の 共同現地指導実施**

県管理河川である橋津川には多数の船舶が不法に係留されています。

河川区域内に無許可で船舶に係留することは法令違反のみならず、水防上も危険な行為です。また、不法係留に伴う深夜・早朝の騒音、違法駐車、ごみ投棄等の迷惑行為により、湯梨浜町、地元地区からも強く解消を要望されています。

については、不法係留船及び係留杭などの係留工作物等を河川区域外へ撤去、移動するよう県・町・漁協・地元3地区(橋津、上橋津、赤池)の共同により現地指導、パトロールを行います。

### 1 日 時

7月24日(水) 午後1時30分から(小雨決行)

※中止の決定は当日午前9時頃行いますので、担当までお問合せください。

### 2 場 所

橋津川(東伯郡湯梨浜町橋津) (集合場所:羽合大橋西側駐車場)

### 3 内 容

- ・県、町の職員と漁協、地元地区の住民が共同で橋津川をパトロール。不法係留船の管理者に対し、河川区域外に移動や撤去をするよう指導するとともに、管理者が不在の船舶には指導文書を交付。
- ・パトロール時に船の番号を記録し、所有者を調査の上、指導文書を直接送付。
- ・現地指導は昨年6月21日に次いで5回目。

### 4 不法係留に対する県の取組

- ・東郷池及び流入川における沈没船10隻を簡易代執行により撤去。(平成30年3月)
- ・東郷池及び流入8河川を、河川法施行令に基づき、罰則適用のある不法係留禁止区域に指定。(平成30年4月)
- ・橋津川における不法係留工作物(杭約130本、はしご、金具等)を簡易代執行により撤去。(平成31年3月)

※撤去、移動に応じない所有者に対しては、法的措置を行うことも含めて継続的に対応を行う。

※橋津川における不法係留の状況



※転覆により用水路に流出した不法係留船



(本資料は鳥取県政記者クラブ、倉吉市役所記者室、日本海ケーブルネットワーク株式会社、鳥取中央有線放送株式会社へ提供。)